

# 大分県金融機関提案型資金特別融資要綱

## に基づく資金の融資事務に関する要領

平成27年4月1日 制定

(趣 旨)

- 1 大分県金融機関提案型資金の融資事務に関しては、大分県金融機関提案型資金特別融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領並びに大分県信用保証協会及び知事が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）の定めるところによる。

(融資取扱)

- 2 金融機関提案型資金として取り扱う融資は、指定金融機関からの提案に基づき、知事が承認したものとす。なお、提案の募集期間、方法等は、別に定める。

(指定金融機関)

- 3 この要領に定める融資を行う指定金融機関は、次の金融機関とする。

- (1) 株式会社大分銀行
- (2) 株式会社豊和銀行
- (3) 大分信用金庫
- (4) 大分みらい信用金庫
- (5) 日田信用金庫
- (6) 大分県信用組合
- (7) 株式会社北九州銀行

(融資取扱期間)

- 4 融資取扱期間は、6の規定による知事の承認を受けた日の属する年度の年度末までとする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(承認申請)

- 5 金融機関提案型資金の承認を受けようとする指定金融機関は、次の各号に掲げる事項を承諾のうえ、金融機関提案型資金承認申請書（様式1）を作成し、知事に申請するものとする。

- (1) 県が、融資件数と融資額を公表すること。
- (2) 要綱及び本要領を遵守すること。
- (3) 本融資の目的を達成するために県が報告を求めた場合に、その事項について回答すること。

(承認審査)

- 6 知事は、5の規定による申請があったときは、申請内容を審査のうえ、次の事項を満たしており適当であると認めるときは金融機関提案型資金として承認を行う。

- (1) 中小企業者の振興等県政の課題の解決に資するものであること。
- (2) 融資以外で、前号に沿った中小企業者等支援が行われること。
- (3) 融資目標額を設定していること。
- (4) 既に県が行っている中小企業者等のための融資制度と重複していないこと。
- (5) 融資利率は、要綱に定める上限金利以下であること。
- (6) 保証付融資の場合は、大分県信用保証協会の同意書（様式2）を添付していること。

（承認通知）

- 7 知事は、前条の承認を行ったときは、その内容について、金融機関提案型資金承認書（様式3）により申請した指定金融機関に通知するとともに、保証付融資の場合は、金融機関提案型資金承認通知書（様式4）により大分県信用保証協会に通知する。

（承認内容の変更等）

- 8 指定金融機関は承認を受けた金融機関提案型資金の内容について、やむを得ない理由により年度途中に変更が生じた場合は、その理由を付して、金融機関提案型資金変更承認申請書（様式5）により、知事に変更承認の申請をするものとする。

（変更承認審査）

- 9 8の規定による審査については、6の規定を準用する。

（変更承認通知）

- 10 知事は、9の規定による承認を行ったときは、金融機関提案型資金変更承認書（様式6）により申請した指定金融機関に通知するとともに、保証付融資の場合は、金融機関提案型資金変更承認通知書（様式7）により大分県信用保証協会に通知する。

（継続申請）

- 11 指定金融機関は、4に定める融資取扱期間終了後、翌年度も引き続き同一内容で継続する場合には、金融機関提案型資金継続申請書（様式8）により、取扱期間終了2ヶ月前までに、知事に申請するものとする。ただし、知事が特に認める場合は、この限りではない。

（継続承認審査）

- 12 知事は、11の規定による申請があったときは、6の規定を準用して申請内容を審査し、その内容が適当であると認められ、かつ、利用実績がある場合は、継続承認を行う。なお、利用実績が無い場合であってもその理由が適当と認められる場合は、この限りではない。

（継続承認通知）

- 13 知事は、12の規定による承認を行ったときは、金融機関提案型資金継続承認書（様式9）により申請した指定金融機関に通知するとともに、保証付融資の場合は、金融機関提案型資金継続承認通知書（様式10）により大分県信用保証協会に通知する。

（承認取消）

14 知事は、指定金融機関が、要綱及び本要領の規定を遵守できない等金融機関提案型資金を取り扱うことが適当でないと思われるときは、該当する金融機関提案型資金の承認を取り消すことができる。  
(承認取消通知)

15 知事は、14の規定による取り消しを行ったときは、金融機関提案型資金承認取消書(様式11)により該当指定金融機関に通知するとともに、保証付融資の場合は、金融機関提案型資金承認取消通知書(様式12)により大分県信用保証協会に通知する。  
(取扱廃止申請)

16 指定金融機関は、年度途中において、社会経済環境の変化等によりその利用が見込めなくなった場合等、当該融資を継続して提供することが困難となった場合は、その理由を付して、金融機関提案型資金取扱廃止承認申請書(様式13)により知事に取扱廃止の承認を求めることができる。  
(取扱廃止承認)

17 知事は、16の規定による申請があった場合、取扱廃止理由がやむを得ないものと認められる場合には、取扱廃止の承認をするものとする。  
(取扱廃止通知)

18 17の規定による承認を行ったときは、金融機関提案型資金取扱廃止承認書(様式14)により申請した指定金融機関に通知するとともに、保証付融資の場合は、金融機関提案型資金取扱廃止承認通知書(様式15)により大分県信用保証協会に通知する。  
(融資の申込受付時期)

19 融資の申込みの受付は、常時行うものとする。ただし、当該年度の融資枠の限度を超える場合はこの限りではない。  
(融資の申込手続き)

20 融資を受けようとする中小企業者等は、利用したい融資の承認を受けた指定金融機関に、大分県金融機関提案型資金に係る通知書(様式16。以下「通知書」という。)をプロパー融資の場合は2通、保証付融資の場合は3通作成し、当該指定金融機関、大分県信用保証協会が定める書類を添えて提出しなければならない。  
(保証及び融資の決定)

21 保証及び融資の決定については、次のとおりとする。

(1)プロパー融資の場合、指定金融機関は、要綱及び本要領並びに指定金融機関の定めるところにより審査のうえ、融資の決定を行ったときは、その旨を当該融資の申込者に通知するとともに、通知書1通を25(1)に規定する報告書に添付することにより知事に提出しなければならない。

(2)保証付融資の場合は次のとおりとする。

①指定金融機関は、要綱及び本要領並びに指定金融機関の定めるところにより審査するとともに、大分県信用保証協会に信用保証依頼書等とともに通知書1通を提出する。

②指定金融機関は、大分県信用保証協会の保証承諾を得て融資の決定を行ったときは、その旨を当

該融資の申込者に通知するとともに、通知書1通を25(1)に規定する報告書に添付することにより知事に提出しなければならない。

(経営指導等)

22 指定金融機関は、当該融資に関し、事業計画及び資金計画等について必要な経営指導を行うとともに、融資の実行後においても引き続き経営指導を行うものとする。

(債権管理)

23 本融資により生じた債権の管理については、次のとおりとする。

(1) 指定金融機関は、本資金について延滞等債権の保全上問題となる事態が発生したときは、善良な管理者の注意をもって、その解消に努めなければならない。

(2) 大分県信用保証協会は、保証付融資について、前号の事態が発生したときは、当該融資に係る保証債務の履行の有無にかかわらず、当該融資を受けた中小企業者等に係る他の保証付融資を含め、指定金融機関及び関係商工会等又は中央会と協力して、速やかにその解消に努めなければならない。

(条件変更)

24 融資条件の変更については、次のとおりとする。

(1) 大分県信用保証協会及び指定金融機関は、融資を受けた中小企業者等が経済環境の変化又は不測の事態により経営等に困難が生じた場合、個々の中小企業者等の事情を勘案のうえ、返済猶予措置を講じることができる。なお、融資期間の上限を超える変更をする場合は、事前に知事の同意を得なければならない。

(2) 前項の大分県信用保証協会に関する事項は、プロパー融資については適用しない。

(融資状況の報告)

25 本融資による報告は次のとおりとする。

(1) 指定金融機関は、毎月の融資状況を融資状況報告書(様式17)により、翌月の10日までに県に報告しなければならない。

(2) 知事は、本融資の目的を達成するため、指定金融機関に必要な報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 大分県金融機関提案型資金承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地

金融機関名

代表者氏名

大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領5を承諾のうえ、次のとおり申請します。

融 資 名 称		
課 題 分 野		
融 資 対 象 (ターゲット層)		
目的・コンセプト・課題解決に資する理由		
融 資 以 外 の 取 組		
融 資 目 標	件／年	千円／年
積算根拠・理由		
信用保証付有無	<input type="checkbox"/> 保証付のみ <input type="checkbox"/> プロパーのみ <input type="checkbox"/> 併用(保証付融資、プロパー融資選択)	

融 資 限 度 額	保証付		千円		プロパー		千円	
	種 類		想 定 金 利					
融 資 利 率	┐ 固定金利		年以内	% ~ %	年以内	% ~ %	年以内	% ~ %
			年以内	% ~ %	年以内	% ~ %	年以内	% ~ %
	┐ 変動金利		% ~ %					
			基準金利と指 標					
	┐ 併用(固定・変動)		年以内	% ~ %	年以内	% ~ %	年以内	% ~ %
			年以内	% ~ %	年以内	% ~ %	年以内	% ~ %
% ~ %								
┐ その他		基準金利と指 標						
融 資 期 間	年以内(据置期間		ヶ月以内)		想 定 事 故 率		%	
資 金 使 途	┐ 運転資金		┐ 設備資金		┐ 両方			
返 済 方 法								
保 証 人 ・ 担 保								

【添付書類】 スキーム図



# 大分県金融機関提案型資金承認書

第 年 月 日  
号

(金融機関名) 殿

大分県知事

年 月 日付けで申請のありました承認申請について、大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領6の規定に基づき、下記のとおり金融機関提案型資金として承認します。

## 記

1 指定金融機関名

2 融 資 名 称

3 取 扱 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

4 そ の 他

様式4

第 年 月 日 号

大分県信用保証協会  
会長 殿

大分県知事

大分県金融機関提案型資金承認通知書

大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領6の規定に基づき、金融機関提案型資金を別紙のとおり承認しましたので、同要領7の規定により通知します。



## 大分県金融機関提案型資金変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地

金融機関名

代表者氏名

年 月 日付け経金第 号で承認された金融機関提案型資金について、下記のとおり内容を変更したいので、大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領8の規定により、変更承認の申請をします。

項目	既承認内容	変更後
融 資 名 称 ※変更しなくても記入		
課 題 分 野		
融 資 対 象 (ターゲット層)		
融 資 以 外 の 取 組		
信用保証付有無		
融 資 限 度 額		
融 資 利 率		
想定金利		
融 資 期 間		
資 金 使 途		
返 済 方 法		
保 証 人 ・ 担 保		
変更理由		

※融資名称以外で、変更する項目のみ記入

# 大分県金融機関提案型資金変更承認書

第 年 月 日 号

(金融機関名) 殿

大分県知事

年 月 日付けで申請のありました金融機関提案型資金変更承認申請について、大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金に関する融資要領9の規定に基づき、下記のとおり金融機関提案型資金の内容変更を承認します。

## 記

1 指定金融機関名

2 融 資 名 称

3 取 扱 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

4 変 更 内 容

様式7

経金第 号  
年 月 日

大分県信用保証協会  
会長 殿

大分県知事

大分県金融機関提案型資金変更承認通知書

大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領9の規定に基づき、下記のとおり金融機関提案型資金の内容変更を承認しましたので、同要領10の規定により通知します。

記

- 1 指定金融機関名
- 2 融 資 名 称
- 3 取 扱 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 変 更 内 容

様式8

## 大分県金融機関提案型資金継続承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地

金融機関名

代表者氏名

年 月 日付け経金第 号で承認された下記金融機関提案型資金について、同一内容により取扱を継続して行いたいので、大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領11の規定に基づき、金融機関提案型資金の継続の申請をします。

記

【 融 資 名 称 】

# 大分県金融機関提案型資金継続承認書

第 年 月 日 号

(金融機関名) 殿

大分県知事

年 月 日付けで申請のありました金融機関提案型資金継続承認申請について、大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領12の規定に基づき、下記のとおり金融機関提案型資金の継続を承認します。

## 記

1 指定金融機関名

2 融 資 名 称

3 取 扱 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

4 そ の 他

様式10

第 年 月 日 号

大分県信用保証協会  
会長 殿

大分県知事

大分県金融機関提案型資金継続承認通知書

大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領12の規定に基づき、下記のとおり金融機関提案型資金の継続を別紙のとおり承認しましたので、同要領13の規定により通知します。



# 大分県金融機関提案型資金承認取消書

第 年 月 日 号

(金融機関名) 殿

大分県知事

年 月 日付け経金第 号で承認した金融機関提案型資金について、大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領14の規定に基づき、下記によりその承認を取り消します。

## 記

1 指定金融機関名

2 融 資 名 称

3 取 消 日 年 月 日

4 取 消 理 由

大分県信用保証協会  
会長 殿

大分県知事

大分県金融機関提案型資金取消通知書

大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領14の規定に基づき、下記のとおり金融機関提案型資金の取消をしましたので、同要領15の規定により通知します。

記

- 1 指定金融機関名
- 2 融 資 名 称
- 3 取 消 日 年 月 日
- 4 取 消 理 由

# 大分県金融機関提案型資金取扱廃止申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
金融機関名  
代表者氏名

年 月 日付け経金第 号で承認された金融機関提案型資金について、取扱を廃止したいので、大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領16の規定により、取扱廃止の承認を申請をします。

融 資 名 称			
取扱を廃止する理由 (具体的に)			
これまでの融資実績	件数	件 額	千円 ( 年 月 日時点)
そ の 他			

## 大分県金融機関提案型資金取扱廃止承認書

第 号  
平成 年 月 日

(金融機関名) 殿

大分県知事

平成 年 月 日付けで申請のありました金融機関提案型資金取扱廃止申請について、大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領17の規定に基づき、下記のとおり金融機関提案型資金の取扱廃止を承認します。

記

1 指定金融機関名

2 融 資 名 称

3 取 扱 廃 止 日 年 月 日

4 そ の 他

大分県信用保証協会  
会長 殿

大分県知事

大分県金融機関提案型資金取扱廃止承認通知書

大分県金融機関提案型資金特別融資要綱に基づく資金の融資事務に関する要領17の規定に基づき、下記のとおり金融機関提案型資金の取扱廃止を承認しましたので、同要領18の規定により通知します。

記

- 1 指定金融機関名
- 2 融 資 名 称
- 3 取 扱 廃 止 日 平成 年 月 日
- 4 そ の 他

# 大分県金融機関提案型資金に係る通知書

※提出部数 保証付融資：3部  
 プロパー融資：2部  
 ※提出先 指定金融機関

大分県知事 殿

上記資金の融資を受けたいので通知します。

年 月 日

事業所の所在地  
 企業名(商号)  
 代表者氏名  
 TEL

融 資 称											
申 込 額	万円		企 業 の 概 要								
	具体的業種		取 扱 目								
査 定 額	(記入しないでください)		従 業 員								
	万円	常用(役員・家族除く)	人	常用(役員・家族)	人	臨時(パート含)	人				
		最近の月平均売上	万円	金融機関からの借入金総額	万円						
借 入 期 間	年 箇月のうち 据置期間 箇月	最近の月平均費用	万円	1 主な取引先金融機関 2 主な取引先又は親企業 3 事業開始年月							
返 済 方 法		資 産 総 額	万円								
借 入 融 資 機 関	( 支店)	負 債 総 額	万円								
融 資 利 率	<input type="checkbox"/> 固定金利 <input type="checkbox"/> 変動金利 <input type="checkbox"/> その他( )			保証協会の保証の有無							
	%			有 ・ 無							
借 入 金 の 使 途	設備資金の場合	今回計画中の設備の種類・数量・単価等	新設・増設・補修取替の別	金額	必要な事項に○をつけて下さい。 (1) 商品(材料)仕入資金 (2) 買掛(手形)決済資金 (3) 諸経費支払資金 (4) その他 ( )	金額					
		計		万円		計		万円			
資金の必要理由(具体的に書いてください。)											
連帯保証人											
氏 名	年齢	住 所			職 業	申込者との関係	備 考				
		TEL ( ) -									
		TEL ( ) -									

